

## 物件の一覧表

物件 番号	売却 貸付 区分	所在地	現況地目	実測面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	1m <sup>2</sup> あたりの 貸付料(円) (年額)	備考
			台帳地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> 単価(円))		
1	売却	桜町 31番2	宅地	339.29	10,380,000	貸付対象外	
			宅地	339.29	(30,593)		
2	売却	桜町 31番7	宅地	351.98	10,270,000	貸付対象外	
			宅地	351.98	(29,177)		
4	売却	江本字平津 255番12	宅地	226.18	4,200,000	貸付対象外	
			宅地	226.18	(18,569)		
6	売却	気比字絹巻 4001番67	雑種地	1,850.71	31,130,000	貸付対象外	
			雑種地	1,850.00	(16,820)		
7	売却	気比字絹巻 4001番293	雑種地	856.51	16,850,000	貸付対象外	
			雑種地	856.00	(19,672)		
8	売却	気比字絹巻 4001番294	雑種地	895.23	14,610,000	貸付対象外	
			雑種地	895.00	(16,319)		
10	売却	竹野町竹野字上広田 1458番10	雑種地	812.09	9,560,000	貸付対象外	
			雑種地	812.00	(11,772)		
11	売却	日高町鶴岡字石郡 236番1	田	733.00	1,800,000	貸付対象外	
			雑種地	733.00	(2,455)		
12	売却	日高町江原字新町 14番	宅地	262.14	5,810,000	貸付対象外	
			宅地	262.14	(22,163)		
13	売却	日高町栗山字内籠 526番2 外1筆	宅地	550.21	3,900,000	貸付対象外	
			宅地	550.21	(7,088)		
14		売却済					
15	売却	出石町下谷字揚枝谷 43番2 外1筆	宅地	未測量	1,230,000	貸付対象外	※2
			宅地	211.62	(5,812)		
16	売却	出石町福住字松ノ内 460番7	宅地	3,111.02	29,180,000	貸付対象外	
			宅地	3,111.02	(9,379)		
17	売却	但東町中山字丁田 268番1 外3筆	宅地	未測量	13,900,000	貸付対象外	※1 ※2
			宅地	1,697.12	(6,835)		

物件 番号	売却 貸付 区分	所在地	現況地目	実測面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)	1m <sup>2</sup> あたりの 貸付料(円) (年額)	備考
			台帳地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> 単価(円))		
18	売却 貸付	大磯町 175番22	宅地	未測量	5,220,000	1,511.29	※2
			宅地	207.41	(25,167)		
19	売却 貸付	中陰字河原田 343番16	宅地	未測量	7,890,000	1,043.28	※2
			宅地	453.82	(17,385)		
20	売却 貸付	日高町府市場字岡ノ後 263番1 外1筆	雑種地	未測量	5,460,000	542.49	※2
			雑種地	604.00	(9,039)		
21		売却中止					
22	貸付	中陰字足町 585番2 外2筆	雑種地	-	売却対象外	1,555.20	
			用悪水路	444.00			
23	貸付	竹野町草飼字向畑 524番1	宅地	-	売却対象外	624.96	
			宅地	1,374.79			

注) 備考欄「※」の物件・・・

※1 建物付の物件になります。建物の価値を考慮した金額になります。

また、m<sup>2</sup>単価については、最低売却価格から建物価格を減じた額を公簿面積で除した金額になります。

※2 地積測量・地積更正等ができておらず、引渡しまでに数か月を要します。

また、売却価格は見込み価格（公簿面積から算定した価格）であり、契約者決定後、測量を行い実測面積によって売却価格を確定・契約しますので、売却価格が増減しますが、予めご承知ください。

◆実測面積による売却価格の調整について

物件番号20を例に説明します。

売却価格÷公簿面積×増減面積 ※円未満を切捨て

546万円÷604平方メートル×1平方メートル（増加）＝9,039円を売却価格に増額

546万円÷604平方メートル×▲1平方メートル（減少）＝▲9,039円を売却価格から減額

## 物件の注意事項

1. 売却、貸付のいずれも可能な物件については、売却、貸付を問わず、先着順にて受付します。
2. 売却で、公共団体や公共的団体が、公用・公共用、公益事業の用に供するときは、ご相談いただければ、売却価格より低い価格で売却することができる場合があります。
3. 貸付で、公共団体や公共的団体が、公用・公共用、公益事業の用に供するときは、ご相談いただければ、減額して貸付することができる場合があります。
4. 貸付で、建物の建築はできません。
5. 現状有姿(電柱等の設置物や埋設物を含む)での引渡しです。構造物の撤去等が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。配布資料や現地の状況をよくご確認のうえ、申込みをしてください。
6. 土地の利用や建物の建築にあたっては、建築基準法や条例等により指導等がなされる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず申込者御自身で関係機関にご確認ください。
7. 地盤調査、土壌調査及び地下埋設物調査は実施していません。地盤調査や地盤改良等にかかる費用は、買受人の負担となりますので予めご了承ください(所有権移転登記後、市は一切責任を負わず、損害賠償等にも応じません)。
8. 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の調整及び費用負担は、土地敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体を問わず、市では一切行いません。
9. 上下水道、電気及び都市ガス等の供給処理施設の引込みが可能な場合、既存の埋設管等の補修や新たな敷地内への引込みを要することがあります。市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いません。建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受人等で対応してください。
10. 物件調書と現況が相違している場合は現況を優先します。申込者(申請者)は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、売買等の無効を主張し、又は代金の減免を請求することは一切できません。
11. 物件の一覧表に記載の“㎡単価”は参考金額です。面積を乗じても価格にはなりません。
12. 防災情報は、兵庫県ハザードマップ(※①)・豊岡市防災マップ(※②)等でご確認ください。

※① … <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

※② … <http://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/bosai/bosaimap/index.html>